

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(貸付金)のご案内

## 1 制度の目的

この貸付制度は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸付け、もってこれらの者の修業を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的としています。

## 2 貸付対象者

山口県内に住民登録をし、実際に住んでいる者であることが前提となります。

### (1) 入学準備金・就職準備金

高等職業訓練促進給付金（以下「給付金」という。）の支給を受け養成機関において、就職に有利な資格（看護師、介護福祉士、美容師等）を取得し、取得した資格を活かして、山口県内において業務に従事しようとする母子家庭の母または父子家庭の父が対象となります。

平成30年4月1日より、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するため、養成機関で修業する場合の取扱が定められました。詳しくは巻末（14准看護師の養成機関修了後、看護師の養成機関へ進まれる予定の方へ）をご参照下さい。

### (2) 住宅支援資金

児童扶養手当の支給を受けている者であり、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者であって、当該プログラムの目標に沿って、就職または、より高所得が見込まれる仕事に転職しようとする、母子家庭の母または父子家庭の父が対象となります。

### 3 貸付条件

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）には、入学準備金と就職準備金及び住宅支援資金があり、条件等は次のとおりです。

区 分	入学準備金	就職準備金	住宅支援資金
貸付対象	養成機関に入学した者	養成機関を修了し資格を取得した者	母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者
貸付金額	50万円以内	20万円以内	家賃の実費(上限4万円)×12か月以内 ・住居確保給付金と併用する場合は、減額される場合があります。
対象経費	養成機関への入学金、教科書代、制服代、教材費など 一時的に必要な費用に限る ※ <u>入学年度の概ね4月中に支払いが終わるものに限る。</u>	就職に伴い転居が必要なときの転居費用 就職にあたり必要となる被服費、交通費など ※ <u>就職年度の概ね4月中に支払いが終わるものに限る。</u>	家賃の実費 ・家賃、共益費、管理費 ※ <u>駐車場代は該当しません。</u>
貸付利息	保証人あり → 無利息 保証人なし → 年1%	保証人あり → 無利息 保証人なし → 年1%	無利息
保証人	連帯保証人1名 (申請者が未成年の場合は法定代理人であること)	連帯保証人1名 (申請者が未成年の場合は法定代理人であること)	原則として連帯保証人は不要です (申請者が未成年の場合は法定代理人の同意書が必要です。)

※入学準備金及び就職準備金は、専門実践教育訓練給付金受給者は対象外です。

### 4 保証人

入学準備金と就職準備金に関して、無利息の貸付けを受けるためには、連帯保証人が1名必要です。住宅支援資金は原則として連帯保証人を必要としません。

入学準備金と就職準備金に関して、申請者が未成年である場合には、申請者の法定代理人が連帯保証人となります。また、住宅支援資金の申請者が未成年の場合は、法定代理人の同意書が必要です。

## 5 貸付の申請手続

申請書は本会から郵送いたしますので、下記までご連絡下さい。

	入学準備金	就職準備金	住宅支援資金
必要書類	①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(第1-1号様式) ②給付金の交付を受けることが確認できるもの(給付金支給決定書の写し) ③児童扶養手当を受給している世帯であることを証する書類(児童扶養手当証書の写し等)または、同等の所得水準であることが分かる書類 ④貸付必要額等が確認できるもの(領収書の原本を提出して下さい。審査終了後返却します。) ⑤世帯全員の住民票(※続柄欄を省略しないもの) ⑥本人確認書類(運転免許証等の顔写真が入ったもの)		①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(第1-2号様式) ②自立支援プログラム ③児童扶養手当を受給している世帯であることを証する書類(児童扶養手当証書の写し等)または、同等の所得水準であることが分かる書類 ④入居している住宅の賃貸借契約書及び家賃の支払いを証する書類 ⑤世帯全員の住民票(※続柄欄を省略しないもの) ⑥本人確認書類(運転免許証等の顔写真が入ったもの) ⑦養成機関在籍中の者は、養成機関の長が証明する在籍証明書 ⑧就労中の者は、勤務先が確認出来る健康保険証等の書類 ⑨住居確保給付金の支給対象者の場合は、住居確保給付金支給決定通知書の写し
	⑦養成機関の長が証明する在籍証明書	⑦養成機関の長が証明する修了証書(卒業証書等) ⑧養成機関に係る資格を取得したことが確認できる書類(注1) ⑨就職先が確認できるもの(採用(内定)通知書の写し等)	
	※連帯保証人を立てる場合 ①連帯保証人の住民票 ②連帯保証人の資力が確認出来るもの(所得証明等)		

(注1) 各種資格の免許証の写しを送付して下さい。免許証の交付により取得した資格を活かして、山口県内において業務に従事することが可能になります。(合格通知書は、合格の事実を伝える書類であり、「資格を取得したこと」には該当しません。)

※必要に応じ、他の書類の提出や関係機関に照会する場合があります。

## 6 申込み時期等

随時受け付けますが、入学時期等多数の申し込みが見込まれるときは、申込期間を定めることがあります。

## 7 貸付の決定

貸付が決定した申請者には、書面により結果をお知らせします。

※予算の範囲内での貸付けとなります。貸付予定者数を上回る場合は、選考又は貸付額の減額により決定することがあります。

【参考】貸付予定者数(年間)… 入学準備金：40人程度  
就職準備金：5人程度  
住宅支援資金：5人程度

## 8 交付申請の手続き

貸付けの決定の通知を受けた者は、交付申請書（貸付規程第2号様式、印鑑証明書を添付）に借用書（貸付規程第3号様式、収入印紙を貼付）及び口座振替申出書（貸付規程第4号様式）を添付して、本会が指定する日までに提出してください。

※連帯保証人を立てる場合は、本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は、実印とし、印鑑証明書を添付）してください。

※口座振替申出書の口座は、申請者本人の名義のものに限ります。

※借用書の収入印紙は、申請者負担です。

## 9 貸付金の振込

○入学準備金及び就職準備金の貸付金は、交付申請書等の全てが提出された後に、指定口座に全額を振り込みます。

○住宅支援資金は分割交付（1か月毎）となります。交付申請書等の全てが提出された後に、指定口座に1か月分を振り込みます。2か月目以降は毎月20日（20日が銀行休業日の場合は前営業日）に、1か月分を振り込みます。

## 10 貸付けの取消し

次のいずれかに該当するときは、貸付決定が取り消されることとなります。（貸付金の償還事由に該当し、原則として償還が開始されます。）

○養成機関を退学したとき

○心身の故障のため養成機関で修学を継続する見込みがなくなると認められるとき

○死亡したとき

○訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

※例…養成機関在籍中に婚姻により、ひとり親でなくなった場合。

## 11 貸付金の償還免除

### (1) 当然免除

区分	入学準備金・就職準備金	住宅支援資金
免除要件	<p>養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、山口県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事したときは、貸付金の償還が全額免除されます。</p> <p>※「5年間引き続き」とは同一企業や事業所である必要はありません。</p> <p>※従事する業務は、常勤である必要はありませんが、1週間の所定労働時間が20時間以上であることが条件です。</p>	<p>現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き業務に従事したときは、貸付金の償還が全額免除されます。</p> <p>※「1年間引き続き」とは同一企業や事業所である必要はありません。</p> <p>※従事する業務は、常勤である必要はありませんが、1週間の所定労働時間が20時間以上であることが条件です。</p>
	<p>この業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときも貸付金の償還が全額免除されます。</p>	
離職時等の扱い	<p>①一旦離職したが、再就職のために求職活動(※1)を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入します。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間(住宅支援資金は6か月)とします。また、求職活動の具体的な方法、実績については、当会まで報告していただく必要がありますので、離職された際は、必ず連絡をお願いします。</p> <p>②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。ただし、当該期間は業務従事期間には算入しません。(その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であることが必要です。)</p>	

#### (※1) 求職活動とは

○月1回以上求人への応募を行った場合

○次のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

- ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関(民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。)が行う職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等
- ・ 公的機関等(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等)が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

※ このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等をしただけでは求職活動には該当しません。

## (2) 裁量免除

区分	入学準備金・就職準備金	住宅支援資金
免除要件	①死亡、又は障害により貸付けを受けた当該資金を償還することができなくなったとき ②長期間所在不明となっている場合等、当該資金を償還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に償還を請求した最初の日から5年以上経過したとき ③山口県内において、取得した資格が必要な業務に従事したが、やむを得ない事情により継続できず従事期間が5年未満となった場合 ※借受人の責による事由により免職された場合や、特別な事情がなく恣意的に退職した場合は免除の要件に該当しません。	③現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は、現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をしたが、やむを得ない事情により継続できず従事期間が1年未満となった場合 ※借受人の責による事由により免職された場合や、特別な事情がなく恣意的に退職した場合は免除の要件に該当しません。
免除額	①②の場合、償還額の全部又は一部 ③の場合、借入額×(業務に従事した月数/60)	①②の場合、償還額の全部 ③の場合、借入額×(業務に従事した月数/12)
注意事項	裁量免除に関しては、借受人の状況や連帯保証人の有無や、借受人死亡の場合は相続人の有無等により個別に判断を行うこととなります。全ての方が免除されるとは限りません。	

## 12 貸付金の償還

区分	入学準備金・就職準備金	住宅支援資金
償還開始要件	○訓練促進資金又は住宅支援資金もしくはその両方の貸付けの決定を取り消されたとき ○業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき ○養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に、山口県内において、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき ○山口県内において、取得した資格が必要な業務に従事しなくなったとき ○前述した業務に従事する意思がなくなったとき	○現に就業していない者が住宅支援資金による貸付終了後から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をしなかったとき ○前述した業務に従事する意思がなくなったとき
償還期間	償還期間は、償還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3年以内（重複貸付の場合は重複数×3年とします）	
償還方法	月賦または半年賦（一括償還や繰上げ償還も可能） 本会口座への振込み（振込手数料は借受人負担）	
延滞利子	償還完了すべき日の翌日から残元金に対して年3%	

## 13 貸付金の償還猶予

- 貸付の決定を取り消された後も引き続き養成機関に在学しているとき。
- 養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修業しているとき。
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 免除要件に該当する業務に従事している期間は猶予期間として取扱います。

## 14 准看護師の養成機関修了後、看護師の養成機関へ進まれる予定の方へ

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するため、養成機関で修業する場合の取扱は以下のとおりとなります。

- (1) 入学準備金は、准看護師養成機関入学時に貸付けをし、看護師養成機関入学においては改めて貸付けを行いません。
- (2) 就職準備金は、原則として准看護師養成機関修了時には貸付けを行わず、看護師養成機関を修了後、資格を取得した時点で貸付けを行います。
- (3) 看護師の養成機関を修了後、取得した資格を活かして県内で就職し、5年間従事した場合は、貸付けた入学準備金及び就職準備金の償還は免除します。

※准看護師として働きながら、同時に看護師資格を目指して養成機関へ進学する場合、免除要件に該当していれば准看護師として働いた年数も5年の従事期間に含むことができます。

ご案内には概要を記載しておりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

### ●問い合わせ・申請先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会  
生活支援部 資金班

〒753-0072

山口県山口市大手町9番6号

電話 083-924-2813